

津和野町日原地域コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年6月1日

津和野町教育委員会教育長 岩本 要二

津和野町教育委員会規則第2号

津和野町日原地域コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、津和野町日原地域コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（令和8年津和野町条例第10号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 条例第4条に定める職員は、次の職務を行う。

- (1) 津和野町日原地域コミュニティセンター長（以下「センター長」という。）は、建物及び内部設備、備品等の維持管理並びに火災予防措置等の保安全管理に努めるとともに施設設備の利用業務を行い津和野町日原地域コミュニティセンター（以下「センター」という。）の機能の達成に努め、所属職員を指揮監督する。
- (2) その他の職員は、センター長の命を受け業務に従事する。

(開閉館の時間)

第3条 センターの開閉館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会（以下「管理者」という。）が必要があると認めるときは、開閉館の時間を変更することができる。

(休館)

第4条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(使用承認申請)

第5条 条例第6条の規定によりセンターを使用しようとする者は、津和野町日原地域コミュニティセンター使用・減免申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

(使用の承認)

第6条 管理者は、使用の承認をしたときは、申請者に通知するものとする。

(減免の申請)

第7条 条例第11条第4項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第5条の申請

書を提出するときにその旨を管理者に申請しなければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第12条の規定により、次の各号に掲げる場合には当該各号に定める額の使用料を還付するものとする。

- (1) 条例第12条第1号又は第2号に該当するとき使用料の全額
- (2) 条例第12条第3号に該当するときは、使用開始の前日までに管理者に申し出なければならない。この場合は、使用料の全額を還付する。

2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、津和野町日原地域コミュニティセンター使用料還付請求書(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。

(使用者等の義務)

第9条 使用者は、センターを使用する前に使用承認を受けたことが分かる書類を管理者に提示するものとする。

2 センターの使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (2) 管理者の承認を受けないで、センター内において寄附金の募集、物品の販売、飲食物の提供等を行わないこと。
- (3) 条例第7条各号に定めるもののほか、火薬等の危険物を携帯し、又は犬その他の動物を伴わないこと。ただし、障害者同伴の介助犬については、この限りでない。
- (4) 火災、盗難の発生防止に留意すること。
- (5) 騒音を発生し、暴力を用いる等センター内の秩序風俗を乱し他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が指示したこと。

(損壊等の届出)

第10条 施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、速やかに管理者に届け出てその指示に従わなければならない。

(使用終了の届出)

第11条 使用者は、施設の使用を終了したときは速やかにその旨を管理者に届け出て点検を受けなければならない。

(センター長委任事項)

第12条 センター長に津和野町立小・中学校、その他の教育機関の長に対する事務委任規程(平成17年津和野町教育委員会訓令第2号)に定めるもののほか、次の事項を委任することができる。

- (1) 使用の承認

- (2) 使用の制限
 - (3) 使用料の徴収
 - (4) 使用料の減免
 - (5) 使用料の還付
 - (6) 開閉館時間の変更
 - (7) 使用終了後の点検
 - (8) 第4条ただし書による臨時の開館日又は休館日を定めること。
- (利用状況等の報告)

第13条 センター長は、毎月10日までに前月の利用状況使用料徴収状況等を管理者に報告しなければならない。

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

津和野町日原地域コミュニティセンター使用・減免申請書

津和野町教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

津和野町日原地域コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則に基づき下記のとおり申請します。

記

【申請者記入欄】

使用者名				
使用目的				
利用施設名				
利用日	始	始	始	始
年	時 分	時 分	時 分	時 分
月	終	終	終	終
日	時 分	時 分	時 分	時 分
使用人員	名	名	名	名
使用器具				
使用料	施設使用料（ 円） 冷・暖房料（ 円） 合計 円			
減免希望	有 ・ 無	減免理由	① 青少年の健全育成のため ② その他（ ）	

【教育委員会使用欄（申請される方は記入しないでください）】

決裁欄	教育長	センター長	職員	減免率
				%

上記の申請について下記条件を付けて使用・減免を認めます。

年 月 日 第 号 津和野町教育委員会教育長

- 1 使用時間、期限を厳守し、ゴミ等は全て持ち帰ること。
- 2 火気の使用については、万全の注意と処置をなすこと。
- 3 使用後は必ず整理整頓を行い、備品・施設等が損壊した時は速やかに届出て指示に従うこと。
- 4 使用を中止する場合は、速やかに連絡をすること。

様式第 2 号(第 8 条関係)

津和野町日原地域コミュニティセンター使用料還付請求書

年 月 日

津和野町教育委員会 様

住 所

団体名
氏 名
(電 話)

下記のとおり使用料の還付を請求します。

承認年月日 及び番号	年 月 日 第 号							
還付を受けようとする理由								
還付金の 内容	使用料の種別		既納の使用料		還付割合		還付額	
			円				円	
決 裁 欄	教 育 長		セン ター 長		職 員			